

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等に係る
安全対策及び手続きについて

第1 目的

震災等で製造所等が被災することにより、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われることを目的とする。

第2 安全対策等

震災等の被害状況により危険物施設以外の場所（少量危険物貯蔵・取扱所を含む。）での臨時的な指定数量以上の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される場合の安全対策に係る事項は、次のとおりとなる。

【震災時等に想定される危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態の例】

- ① 移動タンク貯蔵所から車両・重機等及びドラム缶等への給油・注油
- ② 変圧器の修繕、点検のため変圧器内部の絶縁油の抜取り等
- ③ 施設の改修、点検、解体をするための残油の抜取り等
- ④ ドラム缶等の運搬容器による車両用燃料等の貯蔵
- ⑤ 電源確保のため、非常用発電機や仮設発電機への燃料給油
- ⑥ 救援物資等の集積場所で危険物を貯蔵（防災拠点及び各種防災備蓄倉庫等）

1 共通対策

危険物の取扱い場所	・可能な限り屋外で行うこと。 ・やむを得ず屋内で行う場合は可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。
保有空地の確保	・原則、危険物の規制に関する政令第16条第1項第4号の規定（屋外貯蔵所の保有空地）の例によること。 ・保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保すること。
標識等の設置	・見やすい位置に「危険物仮貯蔵所」・「危険物仮取扱所」である旨を表示した標識、注意事項を記載した掲示板を立て関係者に注意喚起を行うこと。
流出防止対策	・流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定すること。 ・危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットや簡易の防油堤等、必要な流出防止対策を講ずること。
火気使用の制限	・保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。

静電気対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム缶本体、詰め替え容器）及び給油に使用するドラムポンプ等のアースを確保すること。 ・静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること）を確保すること。 ・絶縁性素材の用具は極力使用しないこと。（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避けること。） ・危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等、静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後は必ずアースされている金属等に触れ、人体の帯電量を小さくしておくこと。 ・作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。 ・給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1 m/s）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避け、また充填後しばらく静置すること。 ・第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。
消火設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。
取扱い場所の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物を取り扱う場所は明確に区分し、侵入防止、施錠等により関係者以外の立入りを厳に禁ずること。
危険物取扱者の立会い等	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取扱うか、又は必ず危険物取扱者が立ち会うこと。 ・危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱いに関する有資格者等、専門知識を有する者が行うこと。
二次災害の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・余震発生、避難勧告発令時等の対応についてあらかじめ定めておくこと。

安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・必要となる資機材等について、当該場所以外の場所から調達する場合の、調達先・調達手順等についてあらかじめ定めておくこと。
----------------------	--

2 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

1 に示した危険物の仮貯蔵・仮取扱いに際しての共通対策に加え、次の事項に留意すること。

ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。 ・ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱うことは、厳に慎むこと。 ・ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行うこと。 また、屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。 ・燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくすること。 ・ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになると自動的に給油を停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。
危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合には、次の事項に留意すること。 ・仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じること。 ・配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオ

	<p>イルパン等を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1カ所の取扱い場所で複数の設備からの抜き取りを同時に行わないこと。
<p>移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等</p>	<p>移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く。）を行う場合には、<u>ガソリン以外の危険物とすること。</u></p> <p>また、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りを厳に禁ずること。 ・ 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。 ・ 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。 ・ ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。 ・ 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では、吹きこぼし防止に細心の注意を払うこと。
<p>移動タンク貯蔵所に接続された可搬式給油設備による給油・注油等</p>	<p>移動タンク貯蔵所の注入ホースに緊結された可搬式給油設備により自動車への給油又は容器への注油を行う場合は、次の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物を取り扱う場所は屋外とする。また、給油場所の位置は、危険物の規制に関する政令第9条第1項第1号の規定の例により、周囲の建築物等から距離を保つものとする。 ・ 給油設備は、危険物の規制に関する規則第25条の2（固定給油設備等の構造）の規定に準ずる構造のものとする。 ・ 給油設備及びその架台は、地震動、風圧等に対して十分な安全性を有するものとする。また、架台には車両の衝突を防止するためのポール等を設ける。

	<ul style="list-style-type: none"> ・移動タンク貯蔵所 1 台につき、貯蔵する危険物はガソリン、灯油又は軽油のいずれか一油種とする。 また、危険物の取扱い作業後において、移動タンク貯蔵所の注入ホース及び給油設備内の危険物を携行缶等に排出する際の吸気に供するため、移動タンクのタンク室の 1 つは空室にしておく。 ・危険物の取扱い作業の前後に点検を行い、その結果を記録し、保管する。なお、危険物の取扱い作業前の点検の際には、前記に掲げる移動貯蔵タンクにおける危険物積載状況についても確認を行う。 ・給油業務を行う時間帯は、危険物の取扱い作業の有無を問わず、作業員が常駐し監視を行う。 ・夜間等、給油業務が終了した後は、移動タンク貯蔵所を常置場所等に移動させる。
--	---

第 3 事務手続き

1 事前手続き

震災時等の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書を作成した場合は、「震災時等危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（別紙）（以下「実施計画書」という。）を提出すること。当該実施計画書を変更又は取下げる場合も同様とする。

(1) 事前協議

実施計画書を作成又は変更する場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱い形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に消防本部予防課と協議すること。

(2) 実施計画書の作成

ア 実施計画書の添付書類

実施計画書は、第 2 に掲げる安全対策及び実施計画書作成例（別添 1）を参考に作成すること。

イ 実施計画書の提出

実施計画書は、消防本部予防課に正副 2 部提出すること。

ウ 実施計画書の添付書類

実施計画書には、仮貯蔵・仮取扱い実施予定場所の位置図、平面図、設備図及び危険物の仮貯蔵・仮取扱いの状況を示す図面等を添付すること。

(3) 実施計画書の受付

実施計画書の内容が適正であることを確認のうえ、受付印を押印し1部を返却するもの。

2 震災時等における手続き

実施計画書が事前に提出されている場合の事務手続きについては以下のとおりとする。なお、実施計画書が提出されていない場合は、原則通常の手続きを要する。

(1) 震災時等における申請手続きの適用

災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合、又は平常時と同様の運用が困難であると消防長が認めた場合で、災害復旧又は社会的機能の維持のため危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場合に適用される。

(2) 電話等による申請

申請は、電話又はファックス等(以下「電話等」という。)により行うことができる。

(3) 危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書の提出等

電話等により申請した申請者は、来庁等の対応が可能となった場合、速やかに危険物仮貯蔵仮取扱承認申請書(以下「申請書」という。)を2部提出すること。この場合、申請書の申請日は電話等による申請日を記入すること。

(4) 消防本部の対応

ア 申請があったときは、申請の実施方法等と実施計画書を照合し、相違がない場合は、速やかに口頭により承認すること。なお、申請書の提出により申請された場合も、危険物仮貯蔵・仮取扱承認書(以下「承認書」という。)交付前に、口頭により承認することができる。

イ 口頭による承認後は、原則現地確認を実施し、安全性の確認及び必要に応じ安全対策を指導すること。

ウ 申請書が提出されたときは、速やかに審査を実施し、承認書に申請書の副本を添えて交付すること。なお、承認書の承認日は、口頭承認をした日を記入すること。

3 仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し

仮貯蔵・仮取扱いが繰り返し行われることは原則認められないが、震災時等における災害復旧等のため必要と認められる場合は、繰り返し行うことができる。この場合、次の事項に留意すること。

一の仮貯蔵・仮取扱いは10日以内とし、期間の延長は認められないこと。

災害復旧のため、仮貯蔵・仮取扱いが10日を超える場合、繰り返し承

認が必要になるため、承認期間中に再度申請を行うこと。

承認期間内であっても、仮貯蔵・仮取扱いを行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去すること。

第4 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い等

1 申請が必要な危険物の貯蔵・取扱いについて

(1) 許可範囲外の貯蔵・取扱い

許可を受けた危険物と異なる危険物の貯蔵・取扱いや既設の設備等において、使用目的や使用方法が全く異なる利用をする場合等は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認が必要である。

(2) 許可範囲外の貯蔵・取扱い例

ア 屋外貯蔵所において、許可を受けた危険物と異なる類・品名の危険物の貯蔵・取扱いを行う場合

イ 地下タンク貯蔵所から危険物を抜き取り、容器へ注油を行う場合

2 申請が不要な危険物の貯蔵・取扱いについて

(1) 許可範囲内の貯蔵・取扱い

震災時等に危険物施設に設置された設備等が故障した場合に備えて予め準備された代替機器の使用、停電時における非常電源や手動機器の活用等については、事前に許可内容との整合性を図り、許可範囲内の貯蔵・取扱いとする場合、危険物仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない。

(2) 許可範囲内とすることができる貯蔵・取扱い例

ア 給油取扱所での緊急用可搬式ポンプの使用

イ 給油取扱所での非常用発電機の使用

(3) 予防規程等への記載

予防規程を定めなければならない危険物施設については、予防規程に、それ以外の施設については予防規程に準ずる規定等に、使用条件、安全対策、代替設備等の維持管理方法、従業員の教育等について規定すること。

第5 その他

1 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱い

指定数量未満の危険物を臨時的に貯蔵し、又は取扱う場合においては、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認手続きは要しないものであるが、震災時等の火災危険性が高まっている状況下において、火災等の事故が発生し、二次災害が発生することを予防することは重要であり、前記第2を参考に取り扱うこと。

(1) 少量危険物に該当する場合

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いに係る位置、構造及び設備等について、少量危険物貯蔵・取扱届出書の届出が必要となる。

別紙 1 「危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書」

別添 1 「震災時等の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書作成例」

別添 2 「震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項」